

第4章 薩摩川内市

第1節 被害の状況

今回の大雨では、薩摩川内市でも21日に吉川局で1時間最大雨量が69mmを記録し、18日からの連続雨量は同局で770.5mmとなった。

川内川の上流で特に強く降った集中豪雨は川の水位を上昇させ、川内川流域における国土交通省所管の全水位観測所15箇所のうち11箇所が既往最高水位を記録した。薩摩川内市では、倉野橋観測所と斧淵観測所がそれぞれ11.19mと9.77mの過去最高水位を記録し、久住橋の流失や平佐東地区、倉野地区、斧淵地区、南瀬地区では住宅が浸水するなど大きな被害をもたらした。また、高城川では城上地区今寺で堤防が決壊し付近の圃場に水が流れ込んだ。

祁答院地区下名では、建設会社事務所の裏山が約35mに渡って崩れ、急傾斜地危険箇所の巡視中であった消防団員が生き埋めになり、1名の尊い命が奪われた。

1 被害状況

(1) 人的被害 1名

(2) 住家被害

ア	全壊流失	9棟
イ	半壊	61棟
ウ	一部破損	4棟
エ	床上浸水	18棟
オ	床下浸水	83棟

(3) 非住家被害

ア	全壊流失	10棟
イ	半壊	16棟
ウ	一部破損	13棟
エ	浸水	119棟

(4) 崖崩れ 228箇所

(5) 公共施設等被害額等 (単位：千円)

ア	建設部関係	818,208
イ	耕地関係	493,312
ウ	農林水産関係	422,306
エ	水道施設	1,900
オ	教育関係	24,650
カ	その他	107,582
キ	一般	288,250
	合計	2,156,208

2 降雨量

1時間最大雨量	21日	吉川局	19:00~20:00	69.0mm
	22日	城上局	11:00~12:00	65.0mm
1日の最高雨量	22日	吉川局		342.5mm
連続雨量(18日~25日)		吉川局		770.5mm

3 川内川の水位

川内(東大小路町)

指定水位	3.70m	(22日 11:10)
警戒水位	4.70m	(22日 13:30)
危険水位	5.30m	(22日 14:50)
最高水位	6.03m	(22日 22:10)

斧淵(東郷橋)

指定水位	5.00m	(22日 9:50)
警戒水位	6.00m	(22日 11:10)
最高水位	9.77m	(22日 23:10)

倉野橋(倉野橋)

指定水位	4.00m	(21日 19:30)
警戒水位	5.40m	(21日 21:20)
危険水位	7.10m	(22日 10:50)
最高水位	11.19m	(22日 19:20) 痕跡水位

※ 倉野橋観測所は7月22日19時30分に故障しその後計測不能となった。

(参考) 計画高水位6.99m(川内), 10.29m(斧淵), 11.53m(倉野)



流失前の久住橋



洗窟された護岸



浸水した住宅

第2節 災害応急対策

1 災害対策本部の設置等

(1) 災害警戒本部

災害警戒本部・支部設置 7月22日 9時30分

(2) 災害対策本部

災害対策本部・支部設置 7月22日12時00分

災害対策本部・支部廃止 8月4日17時00分

(3) 災害復旧支援本部

災害復旧支援本部設置 8月4日17時00分

災害復旧支援本部廃止 11月30日17時00分

2 避難勧告・指示

7月22日(土) 13時55分 避難勧告(斧淵・南瀬・久住・高城町上手)

15時10分 避難指示(倉野・久住「勧告からの変更」)

15時16分 避難勧告(平佐東地区全域)

16時06分 避難勧告(川内川流域)

19時15分 避難指示(斧淵「勧告から変更」, 南瀬「勧告から変更」)

7月23日(日) 2時30分 避難指示(隈之城尾賀)

7月24日(月) 9時35分 市内全域避難勧告・指示の解除

3 避難所等の設置状況

地区コミュニティセンター等の施設を中心に避難所を設置しピーク時には51施設に2,562人が避難した。

4 水防活動

消防団, 消防職員及び水防管理人が土のう積や排水ポンプの操作による水防活動を実施した。

5 給食炊き出し状況

避難者に対する給食のため,炊き出し等を行い,アルファーマ,おにぎり,弁当等,5,424食を提供した。

6 衛生対策

(1) 健康相談等

保健師が7月23日から8月9日までに各避難所や,家庭訪問し,延べ558人の健康相談を実施し被災者の心のケアを行なった。

(2) 飲料水対策

7月23日から27日までに応急給水措置を講じた。また,井戸水の水質検査を実施し,

90検体を検査した。

(3) ゴミ・し尿処理対策

7月24日からゴミを収集し603トンのゴミをクリーンセンター等で処分した。
また、し尿処理対策として126件、37,200㍓のし尿の無料汲取りを行なった。

(4) 消毒作業

浸水世帯を中心に非住家を含めた192世帯に薬剤散布を行なった。

7 援護対策

災害救助法、被災者再建支援法が7月22日付けで適用されるとともに、鹿児島県被災者生活支援金制度が創設され、適用された。

(1) 見舞金の支給

薩摩川内市では住家全壊（流失）、半壊、床上浸水した87世帯に見舞金として1世帯あたり30万円を支給した。

(2) 被災者生活支援金の支給

住宅の半壊、床上浸水した71世帯と15事業所に支援金として20万円を支給した。

(3) 義援金の救援支給

全国各地から義援金、救援物資が多く寄せられ、被災者の大きな励みとなった。
義援金は542件、18,660,711円に達した。

(4) 災害ボランティアについて

薩摩川内市社会福祉協議会が「薩摩川内市災害ボランティアセンター」を開設し、多くのボランティアが登録を行い、復旧作業に従事した。

受付期間 7月24日～8月4日

登録者数 榑協支所 143名 東郷支所207名 計350名

活動内容 被災住宅の室内外清掃作業、救援物資の配送等

8 市税・手数料などの減免措置

被災者への経済的支援として、被災状況により、市税・手数料等の減免措置を講じた。

(1) 住民税・国民健康保険税の減免	適用件数	61件	3,291,600円
(2) 固定資産税の減免	適用件数	63件	889,000円
(3) 公課に関する証明手数料の減免	適用件数	68件	13,600円
(4) 印鑑登録証明などの手数料の減免	適用件数	44件	8,800円
(5) 水道料金の減免	適用件数	144件	367,220円
(6) し尿汲取り助成制度	適用件数	126件	37,200㍓
(7) 介護保険料の減免	適用件数	83件	2,375,690円
(9) 保育料の減免	適用件数	5件	1,091,600円

警戒避難期における主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/22	9:00	災害警戒本部要員会議	防災安全課
	9:30	災害警戒本部・支部設置	〃
	10:00	第1回 災害警戒本部会議	〃
	11:10	川内川指定水位突破（東大小路町：3.7m）	〃
	12:00	災害対策本部・支部設置	〃
	〃	第1回 災害対策本部会議	〃
	13:30	第2回 災害対策本部会議	〃
	〃	川内川警戒水位突破（東大小路町：4.7m）	〃
	13:55	避難勧告発令（斧淵・南瀬・久住・高城町上手）	〃
	14:50	川内川危険水位突破（東大小路町：5.3m）	〃
	15:10	避難指示発令（倉野・久住「勧告からの変更」）	〃
	15:16	避難勧告発令（平佐東地区全域）	〃
	15:26	第3回 災害対策本部会議	〃
	15:30	久住町の取残された住民のため防災ヘリを要請	〃
	16:06	避難勧告発令（川内川流域）	〃
	19:00	第4回 災害対策本部会議	〃
	19:15	避難指示発令（斧淵・南瀬「勧告から変更」）	〃
	19:59	自衛隊への要請（育英コミセンからアリーナへの避難住民の搬送）	〃
	21:30	第5回 災害対策本部会議	〃
	22:10	川内川最高水位突破（東大小路町：6.03m）	〃
7/23	2:30	避難指示発令（隈之城町尾賀）	〃
	7:00	第6回 災害対策本部会議	〃
	13:00	第7回 災害対策本部会議	〃
	17:00	第8回 災害対策本部会議	〃
7/24	8:30	第9回 災害対策本部会議	〃
	9:35	市内全域避難勧告・指示の解除	〃
	18:00	第10回 災害対策本部会議	〃
7/25	8:30	第11回 災害対策本部会議	〃
	18:10	第12回 災害対策本部会議	〃
8/4	17:00	第13回 災害対策本部会議	〃
		災害対策本部・支部廃止 / 災害復旧支援本部設置	〃

事態安定期における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/22	避難所にアルファ米の配布 2 , 1 0 3 食分	災害対策本部
7/23	避難所におにぎりの配布 1 , 9 3 0 食分	"
"	避難所 1 0 施設に毛布の配布 (1 , 3 6 3 枚)	"
"	保健師による健康相談の開始 (7/23 ~ 8/9)	市民健康課
"	応急給水措置の開始及び井戸水の検査開始 (7/23 ~ 7/27)	上水道課
7/24	ボランティアセンターの開設 (7/23 ~ 8/4)	高齢・障害福祉課
"	し尿の汲取り開始 (7/24 ~ 8/4)	生活環境課
"	被災ゴミの収集 (7/24 ~ 8/9)	"
"	浸水した住宅等の消毒開始	市民健康課
"	災害相談所の設置 (本庁 , 樋脇支所 , 東郷支所)	福祉課
"	救援物資の配布 (7/24 ~ 9/6)	市民課
"	避難所への弁当の配布 1,391 食 (8/20 まで)	災害対策本部
7/25	被災地の現地調査開始 (1 棟調査)	建築住宅課
8/1	仮設住宅 (市営住宅) への入居開始	"
8/2	見舞金の配布 (全壊流失 , 半壊 , 床上浸水)	福祉課
9/1	義援金の 1 回目の支給	会計課
9/15	被災者生活支援金の支給 (半壊 , 床上浸水 (事業所も含む))	福祉課

第3節 災害復旧・復興

本市では、川内川に架かる市道橋の久住橋が決壊するなど、125件の公共土木施設災害のほか、耕地災害、林道災害等甚大な災害が発生したため、復旧に向け、早急に予算措置を行うとともに関係機関への要望や協議・調整を展開しながら現在もなお復旧作業に当たっている。

また、川内川本川においては、流域の3市3町で、浸水面積2,777a、浸水家屋2,347戸に達する極めて広範かつ甚大な被害が発生した。今回の豪雨災害を受け、政府、国会議員等関係機関に対し、激甚災害の早期指定など15項目について精力的に要望活動を行ってきた。

その結果、9月13日に激甚災害の指定がなされ、10月4日には、川内川等河川激甚災害対策特別緊急事業として採択され、築堤・川床掘削・宅地嵩上等を実施することとなった。

今後、1日も早い事業完了に向け、国・県・市及び関係機関と連携しながら5ヶ年という限られた期間内で当該事業の円滑な推進が図られるよう、積極的に取り組んでいるところである。



● 流失後の久住橋

災害復旧・復興における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
8/1	鹿児島県及び川内川河川事務所長に対する対し早期復興の要望	
8/2	県知事へ復旧に係る要望	
8/3	国土交通省への要望（8/3～8/4）	
8/4	薩摩川内市災害復旧支援本部設置	
8/18	川内川改修促進期成会による国土交通省等への要望（県が主催）	
9/19	地域防災対策検討会（平佐東地区）	
9/25	耕地，農地災害査定開始	
〃	地域防災対策検討会（東郷地域）	
10/2	地域防災対策検討会（樋脇地域）	
10/4	川内川等河川激甚災害対策特別緊急事業採択	
11/9	川内川等河川激甚災害対策特別緊急事業説明会（東郷・樋脇・久住・中村）	
11/30	薩摩川内市災害復旧支援本部廃止	

第5章 霧島市

第1節 被害の状況

約600平方キロメートル，海拔0mから1,700mの海，山，川をもち，県下2番目の面積，人口をもつ霧島市において，今回の大雨の結果，新湯では降り始めから総雨量1,228mmを記録。一方天降川（東郷）では22日14時32分に特別警戒水位（9.00m）を超える9.44mを記録したが，本市における被害状況は，甚大な被害が発生した県北部に比べ，国見岳や茶屋ヶ岡を界に極めて局地的であった。

被害状況については，人的被害1名（重傷），住家被害が全壊1棟，半壊1棟，床上浸水1棟，床下浸水13棟となり，主に大量の雨の降った横川，牧園地区と，それに伴い増水した天降川沿の隼人地区であった。

第2節 災害応急対策

7月21日19時45分、横川総合支所警備員より鹿児島県土砂災害発生予測情報システムのレベルが2になったとの連絡により、横川総合支所総務課職員が登庁し庁舎にて待機。本庁総務課職員も登庁し災害警戒本部を設置、各総合支所総務課職員においても支所庁舎にて待機し災害に備えた。

応急対策としては、防災行政無線等を活用し早期自主避難を呼びかけていくなか、必要に応じ避難所を開設し避難者を収容した。また、溝辺・牧園・霧島地区に降る大雨により、21時40分には天降川において水防警報が発令され1時間に約2.5mも水位を上げたが、水門・排水機場の設置してある地元消防団と連携を取りながら管理に当たった。

7月22日12時57分、横川地区清水川において、浸水のおそれが増えてきたため災害対策本部を設置、12時58分横川地区清水川周辺の住民1,012世帯2,368人に対し避難勧告を行った。避難勧告の発令に伴い、防災行政無線、消防団及び市職員による広報等を行い住民へ避難の呼びかけを行った。また、14時32分天降川の東郷水位観測所において特別警戒水位9mを超える9.44mを観測、堤防上限まで残り1.94mまで迫ったが上流地域の降雨状況等を考慮し様子を見守った。妙見地区においては浸水のおそれが発生してきたため、消防局、消防団等が土嚢を運搬、設置し浸水に備えた。それ以降、多少の上下はあるものの、次第に水位は下がっていった。

7月23日12時39分に水防警報により天降川の水位が指定水位（7m）を下まわり水防警報が解除された。また、横川地区清水川においても水位が下がり落ち着いてきたため、13時30分避難勧告を解除し、16時には、市全域に渡り災害の発生する危険性がないと判断し災害対策本部の解除となった。

1市6町が合併し8ヶ月を経過した霧島市にとって、新しい市の防災計画を策定中に起こった本災害は初めての災害となり、改めて市域の広さや各総合支所との連携の大切さ、旧市町の対応の違いなど多くの課題が残るものとなった。

警戒避難期における主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/21	19:45	横川地区土砂災害警戒情報レベル2により横川総合支所総務課長から管理防災係へ連絡有り	横川総務課
	20:06	本庁警備員より土砂災害警戒情報がレベル3になったと連絡有り, 本庁総務防災係登庁, 情報収集体制	本庁総務課
	20:10	横川総合支所管理防災係登庁, 横川総合支所警戒対策本部の設置	横川総務課
	20:30	土砂災害警戒情報発表	各総務課
	20:30	防災行政無線にて注意換気	各総務課
	21:00	横川地区山ヶ野ふれあい交流センター・温泉センター避難所開設	横川総務課
	21:00	本庁土木課長, 耕地課長へ警戒態勢の連絡	本庁土木課 本庁耕地課
	21:12	霧島総合支所総務課長, 総務課, 建設課職員は登庁し待機	霧島総務課 霧島建設課
	21:18	消防車輛による横川地区の警戒巡回	消防局 横川総務課
	21:30	横川地区人家裏崩壊	横川総務課
	21:40	水防警報第1号発令 指定水位を超える	各総務課
	22:00	土木課長へ手籠川の水門管理(閉)を要請	本庁土木課
	22:10	水防警報第2号発令	各総務課
	22:11	国分消防団向花部に水門の管理(閉)を依頼	消防局
	22:15	消防局情報司令室に消防団要請依頼	消防局
	23:00	牧園対策会議(支所長, 総務課(4名), 建設課長待機)	牧園総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/22	00:10	牧園安楽地区 川の増水により詰所に避難	牧園総務課
	00:15	消防車輛による隼人武安橋附近の警戒巡視	消防局
	00:45	隼人消防団松永部へ自主避難の広報依頼	消防局 隼人総務課
	00:50	隼人総合支所武安自治会に有線放送にて自主避難の呼びかけ。避難所（松永地区公民館）を開設	隼人総務課
	00:55	隼人消防団松永部三田坪地区へ自主避難の呼びかけ広報依頼	消防局 隼人総務課 隼人総務課
	01:20	日当山橋下流約 200 m左岸にて堤防より畑の方へ水が浸水しているとの報告有り	本庁総務課
	01:30	国分警察署へ被害状況の報告	消防局
	02:37	日当山橋下流約 200 m左岸の浸水について，隼人消防団日当山部において土嚢，木杭による応急処置	隼人総務課 隼人総務課
	03:15	水防警報解除	隼人総務課
	04:00	隼人総合支所災害警戒本部解散，自宅待機	溝辺総務課
	07:20	溝辺総合支所総務課，建設課登庁	溝辺建設課 横川総務課，建設課，産業振興課
	08:00	横川総合支所総務課，建設課，産業振興課登庁	建設課，産業振興課
	09:00	隼人総合支所登庁	隼人総務課
	09:10	横川地区防災行政無線で自主避難呼びかけ	横川総務課
	09:30	横川消防団幹部集合	消防局 横川総務課
	10:10	横川総合支所第3配備体制（職員全員）	横川総務課
	10:45	本庁福祉政策係へ被害状況の報告	本庁総務課 本庁福祉政策課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/22	11:00	福山総合支所自宅待機へ切替	福山総務課
	11:00	溝辺総合支所第 1 配備	溝辺総務課
	11:15	横川地区防災行政無線で自主避難の呼びかけ	横川総務課
	11:30	国分シビックセンターを避難所として開設	本庁総務課
	11:30	鹿児島県災害対策本部に切替	各総務課
	11:30	牧園消防団各分団に出動要請	消防局 牧園総務課
	12:00	水防警報第 1 号発令	各総務課
	12:15	隼人総合支所排水機場への配置要請	隼人総務課
	12:20	石原荘より浸水しそうなため土嚢を 30 袋譲渡	隼人総務課 消防局
	12:25	手籠川の水門管理を土木課へ依頼	土木課
	12:30	水防警報第 2 号発令	各総務課
	12:30	牧園総合支所第 2 配備へ移行	牧園総務課
	12:40	牧園地区自治会長へ自主避難，注意喚起の広報依頼	牧園総務課
	12:57	霧島市災害対策本部設置	各総務課
	12:58	横川地区 1,012 世帯 2,368 名に対し避難勧告発令	横川総務課
	13:00	牧園総合支所第 3 配備（全職員），牧園地区避難所開設	牧園総務課
	13:20	隼人消防団松永部，日当山部，姫城部に自主避難の広報要請	消防局 隼人総務課
	13:40	水防警報第 3 号発令	各総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
	13:40	天降川特別警戒水位 9m オーバー	隼人総務課 本庁総務課
	13:40	国道 223 妙見付近道路冠水のため通行不能になりつつある	隼人総務課 隼人建設課
	14:10	隼人総合支所松永地区へ職員による自主避難の呼びかけ広報	隼人総務課
	14:20		
	15:40	隼人地区天降川共同利用施設避難所開設	隼人総務課
	16:05	隼人地区野鶴亭付近冠水	隼人建設課
		横川地区防災行政無線にて避難勧告発令の放送	横川総務課

事態安定期における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/26	<p>市独自の義援金の募集（～8/25）</p> <p>市内10箇所の施設により義援金の受付</p> <p>義援金総額 182,198円</p> <p>県を通じて分配</p>	総務課
8/1	<p>床上，床下浸水に対する消毒作業の実施</p> <p>15世帯1事業所</p> <p>使用薬剤：塩化ベンザルコニウム，消毒用エタノール，テコ-クイント，クレゾール</p> <p>使用量：50ml/m²</p>	環境衛生課

第 3 節 災害復旧・復興

本市においては幸いにも大きな被害は出なかったが、被災された方への見舞金の支給、床上・床下浸水の被害にあった住宅への消毒作業、道路被害、農作物被害等に対して早急な対応を行った。

また、今災害で大きな被害にあわれた菱刈町、湧水町、薩摩川内市、さつま町、大口市、出水市に対し、救援物資として市の特産品である関平鉱泉を提供し、また被災地の早期復興を願い各総合支所等10施設において義援金の受付を行った。

災害復旧・復興における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/27	霧島市法外援護災害救助条例第2条第3号により30,000円の支給（半壊1世帯1名）	福祉政策課

第6章 さつま町

第1節 被害の状況

1 災害の経過

今回の大雨では、川内川の上流部でも相当量の降雨を観測しており、鶴田ダム管理所からの放流通知を受け、本町では、7月21日（金）18時に「災害警戒本部」を設置し、川内川添いの低いところへの浸水に警戒を強めると共に、併せて防災無線等を通じ土砂災害への警戒を呼びかけた。

川内川の水位は日ごとに上昇し、宮之城水位観測所では7月21日20時40分に警戒水位を突破し、22日9時ごろまでは、警戒水位付近で推移していたが10時20分には危険水位を突破、同じく11時30分には計画高水位を突破した。

警戒水位付近から計画高水位に達するまで、2時間程度しかなく、急激に水位が上昇したためその対応に追われた。

町では、10時「災害対策本部」を設置し、町内の避難所を開設すると共に、10時30分には職員を現地に出動させ、情報収集・広報活動に努めた。そのような中、11時には虎居地区の308世帯711人に避難勧告を発令して避難を呼びかけた。

その後、川内川の急激な水位の上昇に伴い、12時には虎居地区内の476世帯、1,125人に追加して避難勧告を発令。

11時30分の計画高水位の突破に伴い、浸水区域が広範囲にわたる危険性があるため、宮之城屋地の川原地区も含め、911世帯、2,124人に避難指示を発令。また、川内川沿いの低い箇所については、避難されるよう勧告した。

浸水区域内には建物に取り残された方も多く、被害が甚大に及ぶおそれがあり、町は11時45分自衛隊（川内駐屯地）に対し人命救助のため災害派遣を要請。消防関係機関、警察、自衛隊にて建物内に取り残された方の救出に全力を尽くした。

浸水地域による救出者 235人

（自衛隊による救出者28人 消防機関等における救出者207人）

2 被害状況

(1) 人的被害

死者 1人 軽傷者 3人

(2) 建物の被害

全壊・流出 219棟 半壊 361棟 一部損壊 6棟
床上浸水 114棟 床下浸水 115棟

(3) その他の被害

土木関係	23億 274万円
耕地関係	18億5700万円
農林関係	5億6684万円
水道関係	1615万円
文教関係	6229万円
商工関係	11億8728万円
<u>その他施設</u>	<u>2億6947万円</u>
合 計	62億6177万円

第2節 災害応急対策

町では、7月22日集中豪雨により町内に重大な災害が発生するおそれがあるため、災害対策本部を設置し、災害対策本部長の指示により町内の全避難所を開設して被災者に避難を呼びかけると共に、洪水により甚大な被害が予想される川内川の流域の住民には避難勧告、避難指示を発令し、併せて自衛隊への派遣要請をはじめ、職員、消防署員、消防団員を被災地に出動させ、人命尊重を第一義に、被災者の救出、救助活動に全力を尽くした。

また、災害救助法、被災者生活再建支援法の適用を受け、被災地の応急復旧を早急に着手した。中でも、建設業組合による被災ごみの収集、ボランティアによる伝染病予防のための防疫対策、被災地の後片付けなどをはじめ、全国から救援物資、義援金など心温まる金品が多数寄せられ、被災者としても大きな励みになった。

(1) 被災状況の調査

被災者生活支援法の適用を受け、併せて7月28日内閣府から被災家屋等の調査要領について説明を受けたあと、職員による災害調査班を結成して被災した家屋の一棟調査や公共施設等の調査を実施した。

(2) 避難所の運営

町では、災害発生時に町内の26箇所の避難所を開設して、被災住民の収容にあたった。被災直後は最大1,380人の被災者が利用していたがその後、復興が進むにつれ次第に利用者が減少した一方、被害が甚大であった虎居地区では、避難所利用の期間が長引き、最終的には9月4日に全避難所を閉鎖することになった。

この期間、延べ9,479人の被災者が避難所を利用され、その間においては炊き出しにより食事を賄った。

(3) 生活必需品の供給

今回は洪水による浸水被害が甚大であり、ほとんどの被災者は家財道具が使用不能となった。町では災害救助法による生活必需品や全国から寄せられた義援物資の配布を8月3日から配布した。

(4) 保健衛生・感染症対策

今回の水害は夏場の暑い時期の災害であったため、伝染病予防のため、7月24日から延べ809件をクレゾール石鹼液と塩化ベンザルエウム液による消毒作業にあたった。

また、し尿汲取りも7月24日から439件、304,500リットルの汲取り作業を行った。

(5) 廃棄物の処理及び障害物の除去作業

今回の水害では多くの被災ごみが発生、町では工業団地内の町有地を確保して、被災ごみの搬入を受け入れた。今回の災害では建設業組合の協力により、約1万7千トン

余りの被災ごみが搬入された。

また、障害物の除去作業が完了した地区は、消防団による土砂の洗浄作業を行い、併せて消毒作業も迅速に行ったため、早めの応急復旧が図られた。

(6) 住宅の供給確保

水害で全壊・流出世帯219棟，半壊361棟，一部損壊6棟，床上浸水114棟と多くの方が被災された。町では，居住可能な町営住宅の斡旋をはじめ，被災者生活再建支援法に基づき民間住宅への入居を斡旋し，70世帯の被災者が入居された。

(7) 文教対策

被災をした小学生61人，中学生36人，高校生38人に対し，教科書，教材，文房具を支給した。

(8) 救援措置

ア 災害弔慰金，災害見舞金

町では，災害見舞金支給条例の改正を行い，住家が床上浸水した被災者に対し一律10万円を支給した。

イ 町税等の減免措置

被災により担税能力を著しく喪失したと認められる納税者に対しては，町税の期限延長を図るとともに，徴収猶予，減免措置を行った。

ウ 義援金，義援物資

全国各地から，義援金，義援物資の援助をいただき，被災者に対して大きな励みとなった。義援金は11月末日現在で959件5,810万円に達している。

警戒避難期における主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/21	18:00	災害警戒本部設置	総務課
7/22	9:30	役場全職員に参集するように要請	総務課
	10:00	町災害対策本部設置 第1回災害対策本部会議 被害の軽減，被災者の救出，救助，避難誘導に全力を 尽くすよう各対策部に対し町長が指示	総務課
	11:00	町内避難所26箇所開設	総務課
	11:00	避難勧告発令（虎居地区308世帯711人）	総務課
	11:35	避難指示発令（11時の避難勧告を避難指示に切替え）	総務課
	11:45	自衛隊の派遣要請（川内駐屯地に町長が派遣を要請）	総務課
	12:00	避難指示区域の拡大（虎居地区476世帯1,125人に追加 指示発令 累計784世帯 1,836人）	総務課
	12:15	避難指示区域の拡大（宮之城屋地川原地区127世帯288 人に追加指示発令 累計911世帯 2124人）	総務課
	12:15	町内の川内川流域全域に避難を勧告	総務課
	7/23	16:00	鹿屋自衛隊に対しヘリコプターの派遣を要請
19:15		第2回災害対策本部会議	
7:00		第3回災害対策本部会議	
17:00		避難勧告，避難指示を解除	総務課

事態安定期における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/22	町内の避難所開設（26箇所）炊き出しの実施	対策本部
7/23	浸水被害以外の土砂災害等の調査開始	全職員
7/24	被災ごみの収集，消毒作業開始	環境課
7/27	現地ボランティアセンター開設	福祉課
7/27	被災地の現地調査開始（1棟調査）	全対策部
7/31	被災者相談窓口の開設（役場内）	総務課
8/1	町営住宅入居希望者抽選会	建設課
8/2	被災地内の土砂除去，洗浄作業の開始	建設課，消防団
8/3	災害救助法に基づく生活必需品の配布	福祉課他
8/4	被災者支援説明会の開催8/4～8/10 ・被災者生活再建支援法に基づく支援 ・税金の減免相談 ・住宅改修相談	福祉課他
8/9	第1回義援金配分委員会	福祉課
8/10	災害見舞金の配布	全職員
8/17	義援物資の配布	全職員
8/31	17：00災害対策本部閉鎖	総務課
9/4	全避難所閉鎖	対策本部

第3節 災害復旧・復興

町では、応急復旧と並行して本格的な復旧作業に着手した。8月21日には応急復旧費用の町長専決処分を行うと共に、9月定例議会では公共施設の災害復旧事業や耕地災害の復旧費などの補正予算を組み、鋭意復旧に当たってきた。

一方、今回の水害は一級河川川内川の上流部から下流部まで広い範囲で被災を受けているため、町・町議会・被災者住民一体となって、河川激甚災害対策特別緊急事業の採択及び早期復旧について支援いただくよう県・国に対し陳情活動を実施した。国では今回の災害を激甚災害に指定し、また河川激甚災害対策特別緊急事業の指定も決定され、今後5年間で抜本的な河川改修が図られるよう取り組んでいるところである。

災害復旧・復興における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
8/1	鹿児島県及び川内川河川事務所長に対する対し早期復興の要望	
8/3	国土交通省への要望	
8/4	国土交通省九州地方整備局への要望	
8/4	町臨時議会開会 ・災害対策特別委員会による調査及び一般質問	
8/11	九州経済産業局へ要望	
8/21	災害応急復旧費の町長専決 公共土木災害査定開始	
9/2	被災地区住民説明会（虎居，柏原，神子地区）	
9/5	国土交通省，財務省，内閣府に対し要望活動（町，議会，住民代表）	
9/12	被災地区住民説明会（湯田地区）	
9/13	被災地区住民説明会（山崎，二渡地区）	
9/20	9月定例議会開会（災害復旧予算計上）	
9/25	耕地，農地災害査定開始	
10/25	河川激甚災害特別対策事業住民説明会開始 10/25～10/30 4会場で開催	

第7章 長島町

第1節 被害の状況

7月21日10時50分に出水・伊佐地区に「大雨・洪水警報」が発表され、町として今後の雨の降り方に十分な注意を払い警戒を強めていたところ、同日16時からの1時間雨量が30mmをこえたため、避難所1箇所の開設を行うとともに、行政防災無線で早めの避難を呼びかけた。

同日、21時20分、鹿児島県災害警戒本部設置、22時鹿児島県災害警戒出水地方本部設置の連絡があり、当町においても雨が継続するおそれのあることから、7月22日2時に警戒態勢にはいった。

鹿児島県土砂災害発生予測情報システムで町内がレベル3を突破し、連続雨量も150mmをこえた6時頃から、町内各所から土砂崩れ、浸水等の被害の報告が入り、7月22日8時に長島町災害対策本部を設置した。

前日から警戒態勢に入っていた消防団を全分団待機させ、被害のあった地域への出動態勢をとるとともに、被害状況調査班により町内各所の被害状況の把握に努めた。

被害状況調査班からの報告、消防団からの報告及び地域住民からの被害の報告をもとに、幹線道路や住居附近の崖崩れについて、町内建設事業者の協力を得て早期に復旧体制に入り、被害拡大防止のため消防団全分団を出動させた。

断続的な豪雨により、7月22日7時からの時間雨量が54mm、8時からの1時間が52mmに達し、1日の雨量としては400mmという驚異的な雨量を記録した。また、梅雨の後期ということもあり、地盤等危険な状態にあったことから、町内各地で崖崩れ等の災害が発生した。

幸いにして、人的被害の報告はなかったが、宮之浦地区では、崖崩れにより直径が3mあまりある巨石が民家の直近を落下し県道をふさいでしまい、同程度の巨石が民家に崩れ落ちる寸前であったが、消防団や建設業者の活動により災害の拡大防止を早期に行うことができた。

また、当町では洪水の危険のある河川がなく、小規模の河川しかないことから、増水による洪水の被害の報告はなかったが、小河川の堤防の決壊が数箇所報告された。

なお、被害の状況の主なものは次のとおりである。

被害状況

(1) 人的被害

死者・負傷者・行方不明者 なし

(2) 家屋被害

一部損壊 1棟 床下浸水 33棟

(3) その他の被害

土砂崩れ	道路	175箇所	その他	445箇所
道路冠水	5箇所	道路ひび割れ等	2箇所	
土木関係	9億2490万円			
農林関係	2658万円			

第2節 災害応急対策

降雨が続き，時間雨量が30mmを超えた7月21日16時頃，町行政防災無線により町民に注意及び早期避難を呼びかけ，避難所を1箇所開設した。

総務課では，職員を4名連絡員として配置していたが，同日21時20分県災害警戒本部設置の連絡があり，22時県災害警戒出水地方本部も設置され，22日1時20分出水地区の警戒対象地区に指定されたことから，警戒体制とした。

夜の明け始めた6時頃から，役場及び消防分遣所へ町民からの被害報告が入り始め，各所で崖崩れ，浸水等が報告された。

同日8時に町災害対策本部を設置し，職員を招集，被害状況調査班を現地調査に向かわせるとともに，町内避難所を開設し，防災無線で町民へ情報提供し，消防団全団を出動態勢で待機させた。

町道，県道等の通行不可能との報告が入るなか，町建設業組合から災害復旧支援の申し出があり，幹線道路復旧，人家被害防止等に出動してもらうことになった。

特に，県道葛輪瀬戸線では，冠水，崖崩れにより2箇所が通行困難となったが，町の主要道路であり，交通，生活の大動脈であるため，消防車を使用した排水作業，重機による土砂の撤去作業とまだ雨の降りしきるなかでの作業が続いた。

町，消防団，建設業組合等一体となった被害拡大防止，災害復旧活動により，人的被害は発生せず，家屋の被害も最小ですむことができた。

町内の被害発生も終息に向かい，調査班による被害調査も町内一円終了した8月4日，災害対策本部の廃止に至った。

避難の状況について，避難所の開設の時期は早期であり，町民への情報提供も防災無線で周知できたが，小規模河川とはいえ決壊が数箇所みられたことから，避難勧告を出すタイミング，勧告地域の選別等が今後の検討課題である。

警戒避難期における主な活動内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/21	16:00頃	時間雨量が30mmをこえたため、防災無線により早期避難の呼びかけ（避難所1箇所開設）	総務課
	21:20	県災害警戒本部設置の通知	
	22:00	出水地区災害警戒本部設置の通知	
7/22	2:00	災害警戒態勢 職員4名待機（情報収集，伝達）	総務課
	6:00	住民から被害の報告が入る 被害状況に応じ消防団出動	
	7:00	防災無線で被害情報の報告を呼びかける	
	8:00	災害対策本部設置 第1回災害対策本部会議 被害状況の把握，被害拡大の防止，住民の安全確保に各課努力するよう町長が指示 職員召集 町内避難所開設（防災無線で住民に情報提供） 消防団全分団待機 被害状況調査班が調査に向かう	全課
	8:13	建設業者へ応急復旧依頼 後随時発生箇所別に依頼	総務課 建設課
	8:28	町道川床～脇崎線の通行規制を開始 町道浦底～茅屋線の通行規制を開始	総務課 建設課
	8:30	町道川床～梅ノ木山線の通行規制を開始 町道川床～市来崎線の通行規制を開始	総務課 建設課
	9:00	宮之浦地区の崖崩れ現場調査 大石除去のため消防団出動，建設業者依頼	総務課
		宮之浦地区1世帯3人自主避難確認	総務課

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/22	9:20	川床地区 1 世帯 7 名自主避難確認	総務課
	10:00	県道葛輪～瀬戸線塩追上崖崩れのため通行規制開始 県道宮之浦～小浜線小浜附近崖崩れのため通行規制開始 建設業者による復旧作業依頼	建設課
	10:30	城川内川決壊	建設課
	10:40	県道葛輪～瀬戸線小島上冠水のため通行規制開始 消防団，建設業者による排水作業	総務課 建設課
	11:00	浦底川決壊	建設課
	11:14	町道川床～指江線の通行規制を開始	建設課
	11:34	蔵之元地区 1 世帯 2 名自主避難確認	総務課
	12:13	東保育園園内へ浸水 消防団出動，土嚢により被害防止	総務課
	13:30	蔵之元地区 1 世帯 2 名自主避難確認	総務課
	15:30	第 2 回災害対策本部会議 避難（所）の状況について 被害調査状況について 被害状況の全体把握について努力するよう町長が指示	全課
	17:00	職員及び消防団自宅待機体勢 警戒態勢維持	全課

事態安定期における主な活動内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/22	県道葛輪～瀬戸線小島復旧終了通行規制解除 町道川床～市来崎線復旧終了通行規制解除	建設課
7/23	県道宮之浦～小浜線復旧終了通行規制解除 町内一円被害状況調査 県道，町道，農道，林道被害調査 田畑，竹林等被害調査 農作物等被害調査 家屋，公共建築物等被害調査 上下水道等被害調査 自主避難者全員帰宅確認	建設課 建設課 農林課 耕地課 水道課 総務課 総務課
	町道川床～脇崎線，汐見～馬込線，平沢津線，塩追～加世堂線崖崩れ等のため通行規制	建設課
	第3回災害対策本部会議 被害状況について 防疫について 町民が早期に通常の生活がおくれるよう被害調査，復旧に努めるよう町長が指示	全課
7/24	県道葛輪～瀬戸線塩追上復旧終了通行規制解除 町道汐見～馬込線復旧終了通行規制解除 防疫調査（30戸の消毒を決定）	建設課 保健衛生課
7/25	脇崎地区69戸断水 町給水車派遣	水道課
7/26	脇崎地区全戸断水復旧	

日付	実際に実施した対策	関係課
7/28	町道川床～梅ノ木山線復旧終了通行規制解除 町道川床～市来崎線復旧終了通行規制解除	建設課
8/3	町道山門野～加世堂線不急工事のため通行規制	
8/4	災害対策本部廃止	
8/25	町道川床～脇崎線復旧終了交通規制解除 防疫消毒30戸実施	保健衛生課

第3節 災害復旧・復興

被害状況の調査と並行して、町は直ちに復旧工事に着手し、7月31日には町、議会一体となって国、県へ陳情活動を展開し、また、災害復旧のための補正予算を組み、鋭意復旧に当たってきた。未曾有の雨量を記録した今回の豪雨災害において、幸いにして人的被害が無く、家屋被害も軽微であったため、復旧は順調に進行している。

災害復旧・復興における主な活動内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/22	幹線道路，人家周辺等随時復旧活動	総務課 建設課
7/31	国，県に対し災害復旧支援陳情	
9/15～	災害復旧予算承認（9月定例議会）	町議会

第8章 菱刈町

第1節 被害の状況及び災害発生からの対応

7月21日前夜から降り続いた雨は夕刻になり、時折激しく降り、17時を過ぎて更に激しさを増し、たたきつけるような雨が遠くの視界を遮った。

これまでの降雨と状況が違うことから、17時に警戒本部を設置し、18時30分には対策本部に切り替え警戒体制をしいた。19時には各地区に避難所を開設し、同時に15年災害の教訓から町内全域の住民へ早めの自主避難の呼びかけを行った。

また、町消防団に担当地区の巡視を指示し、詰所待機をするよう要請した。22日は早朝より、消防団をはじめ、土木、農林課職員等による巡視を行い、町内各地から崖崩れや道路冠水、農作物の被害報告を受けた。

9時頃には住民からの浸水情報が頻繁に入るようになり、11時までに3回の自主避難の呼びかけを行った。11時を過ぎ川内川の水位が花北観測所で危険水位を上回り、計画高水位7m50cmを突破、時間雨量が75mmに達し、今後も継続的に降り続くことが予測されたため、11時23分、町内全域に避難勧告を行った。

時間の経過と共に断続的に降り続ける雨で、各地で水害による住宅浸水が発生し、消防団員は水防活動のほか、人命救助や避難誘導を必死に行った。

今回の雨は2日間で本町の平均年間降水量の半分近い1,000mmを超えるなど、記録的な大雨となった。激しい雨に見舞われ多数の崖崩れや道路流失、道路冠水等で町内各地が孤立した。また、孤立した中での河川の本川・支川からの堤防越水や内水により、百数十件の住居が床上浸水した。

特に、本城地区では、大雨による内水で多くの住民が床上浸水の被害にあった。これまで経験したことの無い浸水規模と浸水の早さに多くの住民が住家に取り残された。

住民から避難救助の要請や安否確認の依頼が多数本部に入ったが、本部から現場への道が全て崖崩れや道路の流失、冠水で遮断しているため救助用ボートを運搬することができず救助に向かえなかった。孤立した本城消防分団員も高齢者や地区内のグループホームの入居者を腰まで水につかりながら背負って救出したが、さらに上昇する水位に対応しきれない状態になった。本部より15時30分、孤立した本城地区の住民救助を陸上自衛隊に要請、消防本城分団員15名と自衛隊員12名が懸命の救助活動を行ない、住民49名救出した。

町内を横断する主要道路が全て崖崩れで通行不能になったため、町内を通過する車輛から迂回路の問い合わせが殺到する中、残された道もつぎつぎ崖崩れをおこし適格な対応はできない状況になった。通行車輛を限られた小道に迂回させるため、交通渋滞が町内各地でおこり、緊急時に消防団員が交通整理に時間を奪われた。そうする中、雨水を大量に吸い込んだシラス土砂はもろくなり、17時30分頃、下手地区と前目地区の2箇所、ほぼ同時期に大規模な土石流と山林の崖崩れに巻き込まれ2名の方が行方不明になったとの報告をうけた。ただちに、消防団員、消防署職員が駆けつけ懸命の救助作業を行ったが、残念ながら2名の方の死亡を確認した。

この豪雨災害による死者2名、負傷者6名、家屋の全壊4棟、半壊76棟、一部破損12棟、床上浸水37棟、床下浸水68棟、復旧工事を必要とする災害箇所がおおむね700件以上にのぼり、国・県が施行される分を除いても12億円を越す工事費を必要とし、また、農作物被害も水稻をはじめ約2億円近い被害額となるなど菱刈町制始まって以来の、予想を遥かに超えた甚大な爪跡を残した。

第2節 災害応急対策（被害者の支援）

7月22日～23日にかけて避難所に避難されている被災者に炊き出しを行い、24日より夏場における伝染病発生を防止するため防疫対策消毒を浸水した全域に開始、被災者に飲料水と無料入浴券を配布するとともに、被災者の健康管理調査を開始した。

ゴミ収集については、浸水家屋のタタミや布団、家電製品等のゴミの搬入料金については無料とし、高齢者等についてはゴミの集積場所を自宅前でも収集することとした。粗大ゴミ等の後片付けには地域住民や県内をはじめ遠くは福岡県から駆けつけていただいた百数十名のボランティアの方々に手伝いをいただいた。また、救援物資、義援金、見舞金など全国各地から心温まる金品が多数寄せられ感謝の気持ちで一杯であります。被災者に関する支援体制では、全壊家屋被災者には町が被災家屋の災害救助法補助対象外取壊し撤去費の全額支給をはじめ町単独災害復旧事業むらづくり整備事業特認事業として住宅敷地内の崩土除去のための重量機械借上料を助成するなど、町独自の被災者支援制度を創設しました。支援制度では、7月28日に7月22日に遡り災害救助法が適用され、救助法による援助物資の配布等対応を進めた。また、被災者生活再建支援法に基づき被災家屋被害調査を行うとともに、災害住宅応急修理制度についての説明会を開いた。被災者の早期の生活再建を図るべく、町単独災害見舞金の支給や全国から寄せられた救助物資や災害義援金の配分を行う。災害直後の痛手の中、全国各地からの義援金や救助物資が送られてきたことは、被災者に対して大きな励ましとなった。なお、皆様からの義援金は12月20日現在320件の1,627万に達している。

第3節 災害復旧・復興

被害状況の確認と並行して、町は直ちに復旧事業に着手し、7月22日には町長専決処分を行い、町・議会一体となって国・県への陳情活動を展開し、8月9日、22日臨時議会、9月定例会ではそれぞれ災害復旧のための補正予算を組み、鋭意復旧に当った。復旧工事に関しては、山地災害では林道災害と治山災害の2部門で復旧事業に取り掛かり、林道災害では大口農林事務所より2名の技師を派遣していただき、林道の測量設計業務を指導援助していただいた。また、治山災害では死傷者の発生した下手比良田地区が災害関連緊急治山事業の適用を受けた他、県営県単治山事業、県単治山施設維持修繕事業の平成18年度分追加導入があり早期完成を期し、現在進捗中である。耕地災害では鹿児島県の耕地事務所から2名の技術職員の協力のもと、査定設計の積算業務に取組み12月15日最終査定を完了した。なお、国においては今災害を激甚災害に指定され、河川等については川内川河川激特事業を採択していただき、今後、災害から町民の生活と安全を守るため町も全力を尽くして取り組む所存である。

第9章 湧水町

第1節 被害の状況

1 災害対策本部

県北部豪雨災害は、今までにない局地的・断続的な降雨であり、過去の災害で浸水していない場所までもが浸水した、未曾有の大災害であった。

21日の正午から防災無線で住民に自主避難の呼びかけを行い、同日19時30分に災害警戒本部を設置し、22日10時30分に災害対策本部に切替え、災害対策の体制を図った。

川内川の水位が上昇し続けたため、全消防団員が出動し、水閘門操作及び周辺の見回りを行い、消防詰所等に待機した。

22日10時35分に避難勧告を行い、町職員、消防署職員、消防団員が避難の呼びかけを一軒一軒行った。川内川の水位が上昇し、栗野地区では湯谷川が氾濫し、県道・町道の浸水や、床下・床上浸水の被害があった。吉松地区でも桶寄川から、13時5分に越水が始まり14時40分に堤防決壊、国道や多くの住宅が床上床下浸水する多大な被害が発生した。今までにない豪雨であったため、住民の中には「過去ここまでは浸水してないので、大丈夫」と思っていた方々が救出の要請を行い、消防署、消防団による夜中までのボートによる救出が行われた。国道・県道等の冠水、がけ崩れにより、吉松地区は一時孤立化したが、地元消防団や県土木事務所により、1路線が復旧し、救援物資等が搬入でき、自衛隊による活動も実施できた。この大災害にもかかわらず、死傷者が1人も出なかったことは、地域自主防災組織との連携及び消防団員の迅速な活動によるものであります。

7月27日に7月22日遡って災害救助法が適用され、国・県・町が一体となって災害応急対策を行うとともに、現在、災害復旧に全力をあげているところである。

2 被害概要

(1) 人的災害	なし
(2) 住宅被害	・ 一部半壊 1戸 ・ 床上浸水 282戸 ・ 床下浸水 127戸
(3) ボート救出	76名
(4) その他被害	
・ 公共土木施設	415,800千円
・ 公共施設	95,408千円
・ 農林水産業施設	902,019千円
・ 農作物被害	77,702千円
・ 商店等	318,010千円
合計	1,809,939千円



町道二渡竹迫線【轟（頭無）地区】



国道268号線【原口ガード付近】

第2節 災害応急対策

応急対策として、被害が町内全域にわたっており、夏場における伝染病発生を防止するため防疫対策、ごみ、町道維持管理などの環境保全対策を行い、断水や浸水により水道施設の使用不可能な地域に対する給水活動を、自衛隊の協力を得て行った。また、救援物資、義援金、見舞金など全国各地から心温まる金品が寄せられ、また、1,400人を越えるボランティアもあり、被災者の皆さんは、感謝の気持ちで一杯であった。

(1) 被害状況の調査

7月23日から災害対策計画に基づく災害調査班により、町内全域の調査を行い、被害状況の把握を行った。

(2) 避難所等の設置状況

被災者援助のため、7月22日から29日まで最大で町内の各地に9箇所の避難所を設置し、避難者の収容状況は、延べ254世帯496人であった。また、炊き出し状況は、社会福祉協議会、自主防災組織が中心となり、7月22日から28日まで延べ1,238人が炊き出しにあたった。さらには、竹中地区異常出水で1箇所の避難所を開設し26世帯、55人の避難者数であった。

(3) 防疫活動

浸水家屋等が多かったため、防疫活動として、7月24日から28日にかけて浸水家屋等721棟に対し、逆性石鹼（オンバス等）480による薬剤散布を行った。

(4) ごみ・し尿処理関係

ごみ収集については、吉松地域を中心に、1768.6tが伊佐北始良環境組合及び仮置場として指定した池平公園駐車場並びに栗野最終処分場に収集された。また、し尿処理は、7月23日から27日まで浸水世帯259世帯、154.45k lが委託業者により処理された。

(5) 飲料水の給水

吉松簡易水道事業麓ポンプ室の浸水に伴う施設使用不能及び、道路決壊による上水道御前野配水池への送水管の被災で断水となったため、上中津川地区139世帯1,088人に陸上自衛隊給水車・消防団タンク車・刑務所給水車による給水、御前野地区28世帯、69人、それぞれの地区に職員による給水ポリ缶水袋等の配布により応急給水措置を講じた。

(6) 住宅被害復旧

今回の鹿児島県北部豪雨災害の住宅被災復旧については、国庫補助（住宅応急修繕事業）を取り入れ対象住家168戸、事業費65,645,276円で被災住宅の復旧を短時間で

う事ができた。また、仮住宅については、町内の公営、町営住宅を提供して延5世帯が一時避難を行った。今後の台風及び被災住宅の長期復旧を予測して、鹿児島刑務所の空住宅の一時借用をなし10戸仮住居の設置を行った。

(7) 日用品の配布

半壊、床上浸水を受けた298世帯に対し、日用品の配布を行った。

(8) 学用品の給与

半壊・浸水を受け被災した小学生20名、中学生14名、高校生24名に対して、教科書、文房具等の学用品を給与した。

(9) 救護措置

ア 災害弔意金，災害見舞金

イ 災害援護資金

被災者に対し、半壊世帯を対象に100万円から最高170万円まで6世帯855万円の災害援護資金を貸し付けた。

ウ 町税の減免措置等

被災により担税能力を著しく喪失したと認められる納税者に対しては、町税の期限延長を図るとともに徴収猶予、減免措置を行った。

エ 国民年金保険料の免除

被災者のうち保険料の納付困難な者に対し免除措置を行った。

オ 印鑑登録証再交付手数料の免除

被災者のうち、印鑑登録証を紛失した方については、再交付手数料の免除措置を行った。

(10) 災害見舞金，救援物資等

災害直後の痛手も生々しい時期に、全国各地から見舞金や救援物資が送られてきたことは、被災者に対して大きな励ましとなった。なお、見舞金は、平成18年1月10日現在で19,599,052円、救援物資も全国各地より行政・企業等から106件が届けられた。

警戒避難期における主な対応内容

日付	時間	実際に実施した対策	関係課
7/21	9:57	土砂災害警戒情報発表	総務課
	12:00	町防災無線放送	
	12:43	土砂災害警戒無線放送	
	19:30	災害警戒本部の設置	
	20:50	大雨洪水警報発令	
	20:53	自主避難及び避難所開設	
	7/22	10:30	
10:35		避難勧告（四ツ枝前・後）	
10:45		避難勧告（中津川～川西 山沿）	
11:20		避難勧告地区戸別呼びかけ	
11:25		避難勧告（山下全域・般若寺）	
12:00		避難勧告（中津川・川添全域・中野）	
12:28		避難勧告（上中津川除く中川津川全域・川添全域）	
13:05		桶寄川越水	
13:10		避難指示へ切替	
13:20		避難勧告地区へ避難呼びかけ	
14:30		避難所（保健センター～吉松体育館へ移動）	
14:40		桶寄川決壊	
14:45		自衛隊派遣要請（県知事へ）	
19:30		自衛隊派遣本体到着	
23:55		避難者救助（ボート救出）完了	
7/23	16:00	避難指示一部解除（中津川・川添の浸水地域を除く地域）	
7/26	17:00	避難指示地域をすべて避難勧告に切替	
8/1	19:00	出水の濁りにより，竹中地区住民に避難呼びかけ	
8/2	10:30	千鳥田地区住民にも避難呼びかけ	
8/5	13:00	避難勧告縮小（中津川・川添の山際のみ）	
	14:30	避難所全員退所確認	
8/11	8:40	全ての避難勧告解除 災害対策本部廃止	

事態安定期における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
7/2 1	自主避難及び避難所開設	総務課
7/22	日本赤十字支援物資（毛布等）配布 断水地区へ給水活動（自衛隊・消防団・町職員） 社会福祉協議会が炊き出しを実施し避難所に配布	福祉課 水道課 福祉課
7/23	社会福祉協議会が炊き出しを実施し避難所に配布 避難者の健康チェック（避難所） 防疫活動（消毒）開始	福祉課 保健衛生課 "
7/24	ゴミ収集作業開始	保健衛生課
7/25	災害ボランティアセンター設置（社会福祉協議会）	福祉課
7/26	避難者の健康チェック（避難所）	保健衛生課
7/31	災害ボランティアセンター終了（社会福祉協議会）	福祉課
8/2	ゴミ収集終了（仮置場まで）	保健衛生課
8/3	防疫活動（消毒）終了	保健衛生課

第3節 災害復旧・復興

被害状況の確認を行いながら，町は復旧事業に着手し，8月7日には臨時議会を開催し，災害復旧に必要な予算措置を行った。また，町・議会・住民が一体となり川内川河川改修等についての要望を，直接国に出向き行った。復旧事業に際しては，技術職員のもと多くの職員協力を得て，測量設計業務に取り組み12月6日で国県の災害査定を完了した。本格的な復旧工事施行について，積算を行い早期復旧が出来るように，日夜取り組んだ。

災害復旧・復興における主な対応内容

日付	実際に実施した対策	関係課
9/19～ 22	災害査定（公共土木） 24件	建設課
10/16～ 20	災害査定（公共土木） 30件	建設課
10/23～ 27	災害査定（農業土木） 32件	建設課
11/6～ 10	災害査定（農業土木） 20件	建設課
11/13～ 17	災害査定（農業土木） 35件	建設課
11/27～ 12/1	災害査定（農業土木） 33件	建設課
12/4～8	災害査定（農業土木） 27件	建設課
8～1月	道路河川等町単独災害復旧 200件	建設課
8～3月	農地・農業用施設等町単独災害復旧500件	建設課

